
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 144 回金融商品専門委員会及び第 410 回企業会計基準委員会 会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 144 回金融商品専門委員会（2019 年 6 月 11 日開催）及び第 410 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 13 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントへの対応案について

質問 6（その他の取扱い）

（第 144 回金融商品専門委員会）

2. 要求払預金に関するコメントへの対応案について、支払われるまでに一定期間ある場合には割引計算を行うとある。この一定期間とは、企業が予想する期間ではなく契約で定められた期間であることを明確にすべきである。
3. 第三者から入手した相場価格の例外措置について、公表されているインプットの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合がない場合の説明として、例を追加することを提案している。提案された文案では逆方向でないことが確認できれば必ず明らかな不整合がないと判断してよいかのように読めてしまい誤解を与える可能性があるため、表現を見直すべきである。
4. 投資信託や組合の時価算定について本会計基準の公表後に検討していくうえで、時価算定の際にはそれらの構成資産について適切に評価することが考えられる一方、投資全体として売却や解約に制限等がある場合にはその要素も評価する必要があることが論点の 1 つとなると考えられる。

（第 410 回企業会計基準委員会）

5. 要求払預金に関するコメントへの対応案について、付与された金利が市場金利よりも高い場合についての説明が記載されていない。また、対応案の中で「算定日における時価が要求払の金額になる」との記載があるが、原則的な時価の定義と異なる定めとされている意図が表現できていないのではないか。さらに時価算定適用指針

第 46 項の「観察される市場価格は債権者からの要求に応じて直ちに支払われる金額である」との記載について、「観察される市場価格」が何を意図しているかわからない。

質問 7（市場価格のない株式等の取扱い）

（第 144 回金融商品専門委員会）

6. 資料(3)別紙 2 の時価を把握することが極めて困難と認められる場合の時価算定会計基準上の取扱いについて、今回経過措置を設けた組合等への出資に関する記載があるが、経過措置の対象となる金融商品については取扱いが定まっていないため記載しない方が良いのではないか。
7. 資料(3)別紙 2 にゴルフ会員権の取扱いについても記載してはどうか。
8. 資料(3)別紙 2 の「市場価格のない株式」については「市場価格のない株式等」とすべきである。
9. 市場において取引されているものの実際の売買事例が極めて少ない株式を市場価格のない株式に含めないとする取扱いにより、現行の基準と比べて時価評価しない株式の範囲が変わると理解した。

（第 410 回企業会計基準委員会）

10. 審議(3)-2 別紙 2 の時価を把握することが極めて困難と認められる場合の取扱いの従来からの変更点について、利害関係者への周知が必要である。
11. 審議(3)-2 別紙 2 を何らかの形で公表することを検討すべきである。
12. 新株予約権や転換社債については市場価格のない株式等には含めないことがコメント対応案に記載されているが、これらは発行条件によっては株式に近い性質とすることも可能であることから、市場価格のない株式等には含めないのであれば誤解を防ぐために金融商品会計基準にその旨を明記すべきではないか。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（第 144 回金融商品専門委員会）

13. 第三者から入手した相場価格の利用に関して、他の規定よりも対応が困難であることを考慮して、公開草案の時の取扱いと同様に、全体の適用時期から 1 年遅れて適

用することとしてはどうか。

時価の算定に関する会計基準等の文案について

(第 144 回金融商品専門委員会)

14. 金融商品時価開示適用指針の開示例の中で「LIBOR」が用いられているが、LIBOR は廃止されることが決まっているため、TIBOR 等の他の例に変更してはどうか。

(第 410 回企業会計基準委員会)

15. 時価算定適用指針の設例 5 について、「売却に関する制約がない点を除くと当該有価証券と契約条件が同様となる有価証券」との記載があるが、契約以外の特徴についても同様であることが想定されていると考えられるため、「契約条件」ではなく単に「条件」や「内容」とすべきではないか。

公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討について

(第 410 回企業会計基準委員会)

16. 市場価格のない株式等の範囲については、公開草案の後の審議にて明らかになったと考えるため、再公開草案の要否について検討すべきである。もしくは投資信託や組合等への出資の取扱いと同様に今後 1 年間かけて検討することとしてもよいのではないか。
17. 時価を把握することが極めて困難と認められる場合の取扱いの削除に関しては金融商品会計の検討のタイミングで行う方がよいとの意見は変わらないが、全体としては再公開草案を不要とすることについて反対はしない。
18. 市場価格のない株式等の取扱いについては、実務上の影響がある大きな論点としてかなりの審議を行った経緯があり、また公開草案において市場価格のない株式等の定義及びその背景については明確にしたうえで公表していることから、デュー・プロセスとして可能な範囲の対応をしてきたと考える。

日本公認会計士協会の実務指針等の公開草案に寄せられたコメント への対応案について

(第144回金融商品専門委員会)

19. 減損判定における期末前1か月の平均価額の利用について、従来から平均価額を使っている場合に限って継続的な利用を認めるという意図があるのであれば、その旨が分かるような記載とすべきではないか。
20. 支配獲得日の時価についてのコメントへの対応案について、今回の基準開発の検討範囲を超えることの理由として、段階取得における追加取得の金額にのれん相当額を含む場合の残存部分の時価算定に関する論点であることを記載してはどうか。

以 上